

**令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会委員名簿**

	氏 名	現 職
公益代表委員	岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部 教授
	◎ 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部 教授
	○ 金 城 智 誉	弁護士
労働者代表委員	石 川 修 治	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 副事務局長
	平 良 哲 康	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長
	照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長
使用者代表委員	喜 友 名 朝 弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事
	田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	津 波 古 透	沖縄県商工会連合会 専務理事
備考	※ 発令年月日 令和 8 年 7 月 22 日 ※ 任期満了日 沖縄県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間 ※ 委員の配列は各側五十音順となっています ◎は部会長、○は部会長代理	

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(構 成)

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(実地調査及び参考人意見聴取)

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことができる。

(委員の欠席等)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和8年7月22日から施行する。